

**2025年度（令和7年度）・2026年度（令和8年度）  
建設工事入札参加資格審査申請の手引（書面申請用）**  
**※ 経営事項審査（国土交通大臣許可）を受審中である市内業者の方**

福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、次のとおり書類を提出してください。

**『提出書類一覧』**

**【備考】**

- ・ 「市内業者」とは、主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち主たる営業所をいう。以下同じ。）を福山市内に有する方をいいます（以下同じ）。
- ・ 提出書類は、原則A4版の書面とし、次に掲げる項目の順番に整理の上、指定する色のA4版のファイルに綴じ込んで建設政策課に持参又は郵送してください。
- ・ 次表「書面申請の方」欄において、「○」は提出を要するもの、「△」は該当者のみ提出を要するものをそれぞれ示しています。

	項目	備考	書面申請の方
1	入札参加資格審査申請書類受付票（書面申請用）	書類を郵送により提出する場合は、項目16に定める書類のほかに <b>切手110円を貼付した受付票の返信用封筒（長形3号封筒に限る。また、返送先を記載したもの。）を提出すること。</b> なお、返信用封筒の提出がない場合は、受付票の返送は行いません。	○
2	入札参加資格審査申請書（福山市様式第1号）	代表者印は実印を押印してください。	○
3	技術職員名簿	直近に受審した経営事項審査に係る、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第25号の14・別紙2の <b>技術職員名簿の写しに、朱書で加除訂正を行って申請日現在の状況を示すようにしたもの</b>	○
		上記の技術職員名簿に <b>朱書で追加した技術職員</b> については、当該資格を証する書面及び雇用関係の確認できる書面の写しを添付してください。	○
4	建設業許可証明書又は建設業許可通知書	法第3条第1項の規定により <b>許可されていることを証する書面の写し</b> （更新中の場合はそれを証する書面の写し） ※ 建設業許可証明書は、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの	○
5	専任技術者調書（福山市様式第3号）	<b>主たる営業所</b> の専任技術者の専任状況について記載してください。 なお、建設業の許可を有する全業種について記載してください。	○
6	経営事項審査の総合評定値通知書	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査に係る、規則第21条の4の <b>総合評定値通知書の写し</b> （2023年（令和5年）4月1日以降に審査基準日が到来し、規則第18条の2に規定する有効期限内のもので、かつ最新のものとする。） なお、 <b>市内業者の場合</b> は、規則別記様式第25号の14の総合評定値請求書（別紙1、別紙2及び別紙3を含む。）の写しで中国地方整備局長又は広島県知事が受付済みであることを証したもの及び登録経営状況分析機関が発行した経営状況分析結果通知書の写しで代えることができる（誓約書2（福山市様式第8号）を提出してください。）。	○
7	福山市税の完納証明書	<b>福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの</b> ※ <b>原本</b> とし、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの ※ 完納証明書の取得方法については、 <a href="http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/zeisei/">http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/zeisei/</a> 「税証明について」→「窓口（郵送）での税証明申請について」を参照してください。	○
8	消費税及び地方消費税の納税証明書	<b>納税証明書「その3」未納の税額のないこと用（「その3の2」及び「その3の3」でも可）</b> ※ 写しでも可とし、提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの ※ 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続） 納税証明書はオンライン請求が便利です。 詳しくは（ <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm</a> ）を参照してください。	○
9	工事経歴書	<b>直近に受審した経営事項審査の際に添付した、規則別記様式第2号の写しで申請業種に係るもの</b>	○
10	営業用機械器具調書（福山市様式第4号）	「営業用機械器具一覧」（福山市様式第4号別表）に掲げる機械器具の保有状況を記入してください。	○
11	印鑑証明書	<b>原本</b> とし、原本がA4より小さい用紙である場合は、A4の台紙に貼付してください。 ※ 提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの	○
12	使用印鑑届（福山市様式第6号）	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合は提出してください。	△
13	登記事項証明書	<b>法人のみ</b> 提出してください（写しでも可）。 ※ 提出する日の3か月前の日以降に発行されたもの	△
14	誓約書（福山市様式第5号）		○
15	誓約書2（福山市様式第8号）	経営事項審査が受審中で、添付すべき総合評定値通知書が提出できない方のみ提出してください。	○
16	認定通知書送付用封筒	長形3号封筒（ <b>会社名等の入っていないもの</b> ）に切手110円を貼付してください（ <b>宛名書き不要</b> ）。	○
17	A4ファイル	市内業者は黄色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載してください。	○

## 注意事項

### 1 申請書類

添付書類として提出書類一覧に掲げる書類を提出してください。

申請書類の入手は、**福山市建設政策課ホームページ**（<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keiyaku/>）の**入札参加資格申請のメニューからダウンロード**することができます。

申請書類の記載方法については、別に示す記載例を参考にしてください。

### 2 申請手続

#### (1) 申請方法

福山市、福山市上下水道局及び福山市民病院が発注する建設工事の競争入札（随意契約を含む。）に参加する者に必要な資格の審査を受けようとする方は、次の期間に入札参加資格審査の申請をしてください。

#### (2) 申請期間

2024年（令和6年）11月1日（金）から同月22日（金）までの間（市の休日を除く。）

※ 『提出書類一覧』の「書面申請の方」欄に示す書面を、2024年（令和6年）11月22日（金）までに、次の場所に持参又は郵送により到達させなければなりません（期日までに到達しない場合は、申請全体が無効となります。）。

・ 書面申請の方…福山市建設局建設管理部建設政策課（〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号 Tel.084-928-1076）

#### (3) 申請時間

9時から17時までとします。

### 3 申請を行うことができない方

次のいずれかに該当する方は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する方
  - (2) 申請しようとする建設工事の種類について、法第3条第1項の規定による許可を受けていない方
  - (3) 申請を行おうとする建設工事の種類について法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていない方
  - (4) (3)の経営事項審査を受けている方で、工事種類別年間平均完成工事高がない方
  - (5) 入札参加資格審査の申請を行うときに福山市に納付すべき市税の滞納がある方並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がある方
  - (6) 経営事項審査の申請又は入札参加資格審査の申請において重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった方（過去に虚偽の申請を行い、既にそれを理由とした法に基づく処分又は福山市の入札参加資格の取消しをされた方で、資格審査の申請日において当該処分等の日から24か月を経過している方を除きます。）
  - (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格審査の申請にあっては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格審査の申請を行っていない方
  - (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない方
    - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
    - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
    - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ※ 総合評定値通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。

### 4 資格の通知

入札参加資格を認定したときは、申請者に認定通知書をもって通知します。

### 5 資格の取消し

入札参加資格認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は入札参加資格の取消しを行います。

入札参加資格の取消しを受けた方は、2025年度（令和7年度）又は2026年度（令和8年度）において再び入札参加資格審査の申請をすることができません。また、2027年度（令和9年度）以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすることができません。

### 6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格が認定された日から2027年（令和9年）3月31日までとします。ただし、2027年（令和9年）4月1日以降において2027年度（令和9年度）の入札参加資格の認定が行われていないときは、2027年度（令和9年度）の入札参加資格が認定される日まで有効とします。